

「怠りの罪」の意義と課題

—人類共同体の構築を目標化するために—

Sins by Omission, Its Meaning and Environs

—for an Awakening of Universal Consciousness

to build All-Embracing-Human-Community—

西山俊彦

Toshihiko Nishiyama

2003年3月

英知大学キリスト教文化研究所

紀 要

第18巻 第1号

要 旨

教育現場が荒廃しているか否かは、各人が抱く理想像（観念・理念）によるのではない。教師・生徒・社会全体であれ、皆同じ。昨今、キリスト者は「忤りの罪」を告白するようになったが、これも、「完徳」とか「黄金律」とかの規範からの乖離を意味するもの、その実現態である「人類共同体」を責務とする裏付けを欠けば「お題目」にすぎなくなる。

ところで、国内法での公害裁判では「共同不法作為」の責任が問われ、「“無過失”賠償責任」が科せられることが定着した。グローバル・ミゼールー地球大の惨劇ーが同様でないのは、ただただ、人類大の司法制度と組織が存在しないためではないのか。それらの構築が人類の急務であることは勿論だが、これは、「人類共同体」の実現をモットーとし「忤りの罪」を告白するキリスト者にとっては、その本質を問われる事態ではないのか。拙稿では、それら機制の幾許かを解明したい。

はじめに

1970年に現行ミサ典礼式文が導入されて以来、「忤りの罪」が「回心の祈り」の一部となった。従来「思い、ことば、行い」という“作為の罪”だけだったのに“不作為の罪”が加えられたのは、些細な変更か、将又、“コペルニクス”的転換か、その意義は確認されているとは言えない。⁽¹⁾ カトリック教会の現代化の一端を問う本稿の立脚する理論は「事実規定論 **fact-defining-theory**」⁽²⁾ であるー世界も、そのあり方も、従って、戦争ー平和も、飢餓ー飽満も、あらゆる事実は人間主体の規定によって成立すること、従って、人間規定主体が個人主義的、或いは、共同体的枠組に依拠するかによって、利己主義的世界をも人類共同体的世界をも創造し得ることを前提としている。概念規定について、ここでは、「罪」は、主に、道徳的・内面的罪責を、「過ち」は物理的・外面的罪責を、「過失」は両者を合わせたものを、意味している。

I. 「忤りの罪」の諸相

1. 定義、及び、諸特徴

先ず「罪」についての一般的な定義は「悪い（為すべからず）ことを、悪い(為すべからず)と知りながら、避けうるにもかかわらず、為すこと(によって神に背くこと)」⁽³⁾ である。これに倣えば「忤りの罪」は「為すべきこと（善）を、為すべきと知りつつ、また、為しうるにもかかわらず、為さなかったこと（によって神に背くこと）」⁽⁴⁾ とな

る。「為すべき善」とは、キリスト者にとっては、「黄金律」の実践、或いは、その完成態となるが、これは後述する。とにかく「怠りの罪」も「罪」の一種であるとするれば、前者は後者の一部（内包 **intensio**）となるはずだが、両者はどんな関係を有するのか。

(1) 「罪」は「作為の罪」で「怠りの罪」は「不作為の罪」なのか？

「怠りの罪」は「為すべき善」を「為さなかった—不作為の—罪 **peccatum omissionis**」であり「罪」は「為すべからざる悪」を「為した—作為の—罪 **peccatum commissionis**」⁶⁾であると言われるが、「善」と「悪」、「作為」と「不作為」には重複がないはずだから、これでは「怠りの罪」は「罪」の一種ではなくなる⁶⁾。

この矛盾は次のように理解すれば解消される。「怠りの罪」を「為さなかったこと」に起因する罪 **p.omisum**」と理解するのは、表面的な名称だけに拘泥するからであって、正確には「『為さねばならなかったこと』を『為さなかった』『行為』」であって、その内実は決して「不作為」ではなく「作為」なのである。下線を付した全体を「為すべきでない（悪い）こと」と置き換えれば「『為すべきでない（悪い）こと』を『為した』こと」となり、「罪」と全く同型となって、「怠りの罪」も「（作為の）罪」の一部を構成していることが明らかとなる。

(2) 「罪」は「行為」からではなく「当為」からの逸脱、従って、「怠りの罪」こそ「罪」の元型

「殺人」は「不作為 **omissio actionis**」ではなく「作為 **commissio actionis**」であることは前項に説明した。ではなぜ「不作為（行為の欠如）」と、間違っ、言われるのか。

「罪」は、「行為（作為）」からではなく、「当為（規範）」からの逸脱であるとするれば矛盾は解消する。「為すべきこと」であれ「為すべからざること」であれ、肯定否定を問わず、「為すべき **sollen** 一当為一」という倫理（価値）規範からで（と対比し）なければ逸脱違反は生じない。聖書には「律法がなければ、罪は罪と認められない」（ロマ 5・13）とあるが、A.トマスも “**peccare est deficere a perfecta actione**”⁷⁾ と規定した。これが、残念なことに、トマス自身も山田晶も “**deficere ab actione** 行為の欠如” と理解して様々な矛盾を来したが⁸⁾、原文は “**deficere a perfecta actione** 完全な行為からの欠如”、即ち、「当為」からの乖離逸脱と記している。肯定否定を問わず、「罪」は（「行為」ではなく）「当為（規範）」の蹂躪逸脱行為と理解すれば、無用な矛盾錯綜もさけられ、原理的理解が得られる。この意味で「怠りの罪」は「規範からの逸脱」をより直接的に表現していると言える。

(3) 「罪」意識の希薄さは「当為（規範）」意識の希薄さに起因

前項にも引用した聖書は「律法が与えられる前にも罪は世にあった（が、律法がなければ、罪は罪と認められない）」（ロマ 5・13）とも記していた。律法が時系列的に成立したと仮定して、たとえ、“罪（反本性）的事象”が充満している時代でも、倫理規範が不在であれば何らの罪過も成立しない。この段階での「規範の不在」は「存在論的レベル」のそれである。一何故なら、人間主体の成立は人間（本性）的要件（規範）を前提とするからであるが⁹⁾、人間主体にとっての存在前史は仮空の推論にすぎ

ない。「規範不在」の今一つの段階は、忘却排除に基づく「意識レベル」での希薄化だが、この方は「虚偽意識 *falsches Bewußtsein*」による「日常性への埋没」を惹き起こし、「罪」意識の希薄化を含む「現実」認識の浅陋化を結果する。

2. 「黄金律」、及び、「共同体形成」

「罪」は倫理規範からの逸脱乖離であるとは前章に検討したが、キリスト者にとって固有で本質的は倫理規範は「黄金律」であって、それは「共同体」、しかも、「人類共同体」形成を必然化するものであることを本章で確認したい。

(1)キリスト教は「愛の宗教」、それは「共同体形成」を必然化

キリスト教は「愛の宗教」(ヨハ 13・34 ; ガラ 5・14 ; I ヨハ 3・23 ; レビ 19・34 他)、その行動原理 “**Do as you would be done by** おのれの欲するところを人に行え” (マタ 7・12 ; ルカ 6・31) は「黄金律 *golden rule*」と呼ばれている。刷新・現代化がモットーだった第二バチカン公会議の原点も同様だった⁽¹⁰⁾。そして、その「愛」とは

「自分を愛してくれる人を愛したところで…どんな恵みがあるろうか。…あなたがたは敵を愛しなさい。人に善いことをし、何も当てにしないで貸しなさい。…いと高き方が…憐れみ深いように、あなたがたも憐れみ深い者になりなさい。」(ルカ 6・27-36 ; マタ 5・43-48)

と説かれるように「敵をも」抱擁する普遍的なもの、いかなる差別抑圧をも排除し、全てのメンバーが「互いになくってはならない存在」を意味する「共同体 *community*」形成を必然化する。「キリスト教がキリスト教である」か否かは、この「黄金律」が生きているか否かにかかっているが、もし「お題目」でしかないとする、逸脱乖離の「罪」意識も生ぜず、「過失」も放置されることとなる。

(2)「万物共同体」はノー、「人類共同体」はイエス

先ず「為すべき善」の評価は万人、万物の個々を主体とするものであることを断っておかねばならない。聖書は、善いこととはそれをされる側からのものである(ルカ 10・25-37) ことを明記しており、これは事実規定の原則からも当然のことであるが、「愛の普遍性」の実現態である「共同体」では、個々の善が全人・物のそれでなければならないことを要求する⁽¹¹⁾。不可能事に義務責任は発生しないから、先ず「万物共同体」は可能なのが問われねばならないが、それは物理的理由によって不可能である。

(i) 「万物共同体」は物理的に不可能

生態学者、環境保護論者、動物愛護家…は、動植物、生態系、環境…自体に価値があるかの主張を口にする。聖書は平和、生きとし生けるものの究極完成態、を

「狼は小羊と共に宿り

∴

獅子も牛もひとしく干草を食らう。」(イザ 11・7-8)

状態と描写し、1990年「世界平和の日」の教皇メッセージのタイトルは「創造主で

ある神とともに生きる平和、創造されたすべてのものとともに生きる平和」であった。しかし、少なくとも究極完成態に到る迄、「万物共同体」は可能とはならない⁽¹²⁾。なぜなら、原理的に記せば

「自身で光合成できない凡ゆる生命体は、他の生命有機体を摂取して、そこから生存のためのエネルギーと体の構成材料とを獲得しなければ生存できない」⁽¹³⁾からである。どの生命体も他の生命体の犠牲において生命を維持しているとすれば、被造物は一人の例外もなく罪深い存在であり⁽¹⁴⁾、「万物共同体」は物理的に不可能であって⁽¹⁵⁾、「黄金律」は充足し得ない。それでは「神は全てを人間のために造られた」と一人合点しても、それは「黄金律」と両立しない—ただひたすら、絶えざる十字架と絶えざる贖いを認め、赦しを乞いつつ生存し続けるしかない。聖書は次のように解説する—

「罪の重荷を担っている被造物は虚無に服していますが、同時に希望も持っています。つまり、被造物も、いつか滅びへの隷属から解放されて、神の子供たちの栄光に輝く自由にあずかれるからです。」⁽¹⁶⁾ (ロマ 8・20-21)

(ii) 「人類共同体」は不可能ではないが困難

「万物共同体」は成立不可能性によって「怠りの罪」は問われない。一方「人類共同体」が「黄金律」の求めるところであることは明瞭である。なぜなら、人間によって規定された事物は、人間によって再規定され得るからである。ただしこの課題は、主として、「地球（資源）の有限性」と「既得権益の正当化」によって容易に達成できるものでないことを留意しておかねばならない。

((i)) 「地球（資源）の有限性」による困難

人間にとっての唯一の生活空間「地球」の人口支持力例にとれば、条件に応じて、次の通り推定される。

- ① アメリカ水準を求めるならば、耕地面積が2倍にできても、**34億人**
- ② 日本の水準（1974年）であれば、**87億人**
- ③ インド水準（1974年であれば、人類の静止人口に等しい、**134億人**⁽¹⁷⁾

2001年現在の世界人口が**61億3280万人**だとすると⁽¹⁸⁾、先進諸国民**9億5500万人**が豊饒を満喫すれば、人類のほぼ半数が飢餓線上の“おこぼれ”に甘んじなければならぬのは当然となる。

((ii)) 「既得権益の正当化」—「私的所有権」—による困難

「市場経済」の「法的基礎」⁽¹⁹⁾「近代国家法の究極原理」⁽²⁰⁾と言われる「私的所有権」は単なる「既得権益の正当化」にすぎないのに⁽²¹⁾、これが「人間本性」に由来する権利と信じて疑われない。「本性権」なら全ての人間にとってそうでなければならず、先ず「持たぬ者」の本性権が保証されねばならないはずなのに、「持てる者」の既得権だけが保証される。論理的には背理、現実的には矛盾も甚だしいにもかかわらず、普遍的原理の普遍的適用を忘れ、虚偽意識に埋没して疑わず、「人類共同体」とは正反対の次の結果を生み出している。

3. 「人類共同体」とは裏腹のグローバル・ミゼール

「黄金律」の実現態「人類共同体」とは裏腹の事態がグローバル社会に展開する。最新の『世銀報告』によれば

「人類のほぼ半数、**30 億人**⁽²²⁾、が一日 **2 ドル**以下の生活を強いられている。さらに、**2050 年**には、これに **30 億人**が追加される。」⁽²³⁾

と推定する。地域的には、

「経済のグローバル化から置き去りにされたアフリカ（サハラ砂漠以南の **47 カ国**）の国内総生産（GDP）は全世界の約 **1 %**、一人当たりの GDP は約 **496 ドル**で、世界平均の **1 割**に満たない。しかも全世界の重い債務を負う最貧国 **42 カ国**のうち **33 カ国**を抱えている。」⁽²⁴⁾

と報じている。『フォーブス誌』による貧富の格差は、

「世界で最も金持ちの **225 人**の富を合計すると **1 兆ドル**以上になる。これは、世界の人口のうち貧しい半分の人々の年間所得の合計金額に匹敵する額である。実際、最も裕福な **3 人**の資産を合計すると、もっとも貧しい **48 カ国**の年間生産額を合わせた金額を超える⁽²⁵⁾。」

世界全体の推移では、

「世界で最も豊かな **20%**の人が住む諸国と、最も貧しい **20%**が住む諸国の一人当たりの所得の格差は、…**90 年**に **60 対 1**、それが **2001 年**には **150 対 1**に拡大している⁽²⁶⁾」

となっている。これらグローバル・ミゼールの中味は、飢餓・栄養失調・疾病・未就学・未教育・エイズ・短命・戦乱・環境破壊…の下に呻吟して生きる一人一人の惨酷劇である。将に「人類共同体」とは裏腹のグローバル・ミゼール—世界代の惨劇—と直言しなければならない。グローバル・ミゼールとは、「共同不法行為」が司法の場で問われた罪過を、世界大に拡大したものではないのか。次に「四日市公害訴訟」の事例を取り上げる理由である。

II. 「四日市公害訴訟判決」に見る「共同不法行為」

四大公害訴訟の一つ、四日市のそれは、日本の高度成長を象徴するコンビナートに集中展開した電力・石油化学工業が排出した汚染物質が複合的に作用して、喘息等の疾患を発生させたとする訴訟であって、**1967 年 9 月**に提訴、**1972 年 7 月**に判決を見た事件である。原告は風下の磯津地区に住む **9 人**、被告は風上に立地する昭和四日市石油等 **6 社**で、民法 **719 条 1 項**の「共同不法行為」⁽²⁷⁾が成立するか否かが最大の争点であった。判決は「共同不法行為」が成立するには、

「各人の行為がそれぞれ不法行為の要件をそなえていること、および行為者の間に関連共同性があることが必要である」⁽²⁸⁾ **(88)**

と判示した。即ち、(1) (共同不法行為の成立には)「各人の行為と結果発生との間に因果関係のあること」(88)と、(2) (各人の行為が不法行為となる要件は)「各人に故意、過失、責任能力があること」(88)が、必要とした。(1) [因果関係]については、

「各人の行為がそれだけでは結果を発生させない場合においても、他の行為と合して結果を発生させ、かつ、当該行為がなかったならば、結果が発生しなかったであろうと認められればたり、当該行為のみで結果が発生しうることを要しないと解釈すべきである」(88)

とした。次に因果関係の [立証] に関しては、

「(共同不法行為の) 被害者において、加害者間に関連共同性があることおよび、共同行為によって結果が発生したことを立証すれば、加害者各人の行為と結果発生との間の因果関係が法律上推定され、加害者において各人の行為と結果の発生との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り責を免れない」(88)

とした。これは「個別的因果関係について被害者側が立証する責任を免れさせることによって、被害者の保護を図ったため、しかも、被害者側が立証すべき関連共同性については、客観的関連共同性をもってたりる」(29)とした。(2) の [不法行為] については、各人に「故意」「過失」「責任能力」があることが要件であるが、「予見可能性」と「注意義務違反」からなる「過失」の中、公害発生時にはどちらの要件も周知の事実であった上に被告らの

「資力技術的知識をもってすれば容易に回避できたにもかかわらず、万全の措置を講ずべき義務を怠った」(23)

とした。」さらに「故意」であったか否かについては

「各企業の煤煙がそれぞれ排出基準を遵守していることからすると故意に排出したとは断定し難いが」(97)、「黒川調査団の勧告(昭和39年3月)によって排出と疾患との密接な関連性が指摘されて以降は、他の企業が同種排出行為を行っていることを認識しつつ排煙行為を継続したことは、共同加害行為に該当する」(23)

とした。「四日市公害訴訟判決一『公害判決』と略称一」の最大のポイントは、公害疾患の因果関係に「共同不法行為」が成立すると判示し、その結果「無過失賠償責任」を認めたことである。「無過失」でありながら「責任あり」とした呼称は矛盾ではあるが、その真意は、「個々の企業の行為のみでは結果は発生しない」個々の因果関係では「無過失」ではあるが、「他企業の行為と複合した時、その企業の行為がなければ結果は発生しなかったであろうと認められる」複合的因果関係では「責任あり」、よって「賠償責任あり」とされたからである。これら一連の倫理を最も単純化して示せば一

「公害患者の存在」と「有害物質排出企業の存在」それに「総体としての因果関係の存在」という「3つの存在」が明瞭であることをもって

当該企業の「共同不法行為」と「無過失賠償責任」を認めたということである。

Ⅲ. グローバル・ミゼールは「共同不法行為」、「怠りの罪」が問われる事態では…?

本稿第Ⅰ部では「怠りの罪」の諸相を検討し、第Ⅱ部では「公害判決」の要点「共同不法行為」の成立論拠を提示した。それに準じて推論すれば、今「グローバル・ミゼール

ルの存在」が冷厳な事実であり、それへの「加害者の存在」と「両者間の因果関係」が明白だったならば、グローバル・ミゼールについても「共同不法行為」が成立し、「無過失賠償責任」も生じているのではないのか？ 地球大、人類大の難問には、関係者の確定、国際司法組織の確立等、全てこれからの課題であるが、以下に「3つの存在」について記しておかねばならない。

1. 「3つの存在」は明瞭

[被害者の存在]

本稿 I・3 にした通り、「各人の責任の問われるはずのない非人間的状態—構造的暴力—」⁽³⁰⁾下に多くの人々が呻吟している。栄養・体重不足者が **10** 億人、極貧（生活費 1 日 1 ドル以下）が **12** 億人⁽³¹⁾、と、基準によって被害者数は増減するが、その数の莫大、質の深刻なことは言う迄もない。ただ、その数何億、何十億であったとしても、彼らは到る所に散在する未組織・不特定の集合 **aggregate** であるから、当事者能力を具えていない。組織化が容易でないだけでなく、社会の底辺に位置する者として社会的発言力も相対的に乏しく、問題解決への実際は「持てる者」、権力者、側の自覚と責任を待たねばならず、容易なことではない。

[加害者の存在と因果関係の認識]

グローバル・ミゼールは被害者にとっては人間存在を否定する構造的暴力、しかし人間主体の規定する事実としては運命でも宿命でもない⁽³²⁾。いかなる主体も関わりがあるとはいえ、悲惨な事実を傍観^よ宣しとできるのは、「被害者ではなく加害者」、それを変更できるのも「虐げられている者ではなく虐げている者」、地球も人類も閉鎖的で唯一の有機体であることを認めれば他の可能性はなく「被害者の存在」には「加害者が存在」しており、その間の個別的因果関係が無限に錯綜していても、「総体としての因果関係」は、明白である。ただこれを自覚しないのは、「虚偽意識」という「故意」に近い「怠り」に埋没しているからとなる。つまり、心眼を取り戻しさえすれば、グローバル・ミゼールは「共同不法行為」の仕業であり、それには「無過失賠償責任」が伴っていることが明らかとなる。にもかかわらず、グローバルな「不法行為」に「無過失賠償責任」が課せられないのは、ひとえに、グローバル「不法行為」に対応した司法組織とそれを裏付ける人類統治機構の確立が放置されているからに他ならない。「四日市判決」に示された法理も人類大の「**3**つの存在」も明々白々、それにもかかわらず、もし、司法組織の確立を怠り続けるのなら、何人たりとも、「共同不法行為」に「共同不法行為」を重ねることになる。

2. [反論] と [コメント]

次に、グローバル・ミゼールの「3つの存在」から導かれた推論への異議申し立てとも言える [反論] と、それへの [コメント] を付記したい。

[反論1] グローバル・ミゼールは地球大、人類大の過大であって関係者は莫大、その役割関与も多義多様で、因果関係も錯綜しており、「公害判決」の論理は適用できない。

ーコメントー 量的に莫大、質的に複雑であるのは、その通り。しかし「3つの存在」は明瞭で同一法理が適用可能となるところから、もし国内レベルでの司法制度が国際レベルでも整備されていれば、「共同不法行為」としての宣告を見ることは確かだろう。

[反論2] グローバル・ミゼールのどの一つを採ってみても、「被害者」「加害者」「因果関係」は一樣ではなく、努力、勤勉、自然的・民族的特性、自然環境等々を加味すれば立場が逆転することさえ考えられるから、「3つの存在」は「総体的に見れば」という一般化にすぎない。

ーコメントー 責任解明は事実即したものでなければならず、この場合個別事情を考慮するのは当然である。しかし、グローバル・ミゼールは人間主体の規定の所産であって、それは人間社会の支配－被支配、搾取－被搾取、加害－被害の構造を反映したものであることを自覚することは事実究明への一步となる。

[反論3] 国際制度組織が未成熟な現代にあって、グローバル・ミゼールへの対応を国内法を基準にして再構成するのは非現実的で意味をなさない。

ーコメントー グローバル化の現代とは言え、普遍的基準の普遍的適用という真のグローバル化は程遠く、特に政治経済の領域では一極覇権主義が支配する⁽³³⁾。しかし、それを放置することに代えて、課題の解決と国際秩序構築への基本を開拓することが人間主体のあり方ではいいのか。

[反論4] 司法原則の一つに「事後法の禁止」とか「遡及処罰の禁止」がある。グローバル・ミゼールへの国内法の適用は、これに類似した原則違反ではないのか。

ーコメントー いかなる立法措置にも先駆者の覚醒とか革新的法律の役割は重要、特に経済活動の場合、「外部経済のタダ乗り」と「外部不経済のポイ捨て」が超過利潤と収奪搾取の主要源泉となっているが⁽³⁴⁾、これら「(共同)不法行為」の解明は確かに「事後処理」的指摘ではあるが、そのためにも、国際法の成立を先行させることが問題解決の大前提である。

[反論5] グローバル・ミゼールは人類大の悲劇であるのに対し、カトリックの信者数は10億4千万人で世界人口の約6分の1⁽³⁵⁾、プロテスタントと合わせても3分の1以下であるから、キリスト者の「怠りの罪」とするのは酷ではないか。

ーコメントー 確かに過半数に達していないキリスト者に全責任を負わせることはできないが、責任は「自己責任」が基本、キリスト者は「黄金律」を行動原理とし、それは「人類共同体」の構築を公言しているのだから、キリスト者が「怠りの罪」を問われるのは当然ではないのか。教会を「キリストの体」と理解する者にはその「肢体の痛み」が「自己の痛み」となっているかどうかも究明の余地がある。

[反論6] グローバル・ミゼールは政治・経済の問題・教会の固有の領域は宗教のそれであるとすれば、キリスト者には義務責任がないのではないのか。

ーコメントー 戦争にしろ平和にしろ、内的規範、精神的価値規範が事実規定の根

幹である（ユネスコ憲章前文）とすると、グローバル・ミゼール発生への宗教の義務責任は小さなものではない。もっとも、政教分離は「信教の自由」にかかわる大原則だが⁽³⁶⁾、政治・経済…の機能不全の場合には「補助性の原理」も大原則である⁽³⁷⁾。だから教皇パウロ六世は明言したのではなかったか—

「教会は、…これら何百万人を解放する義務、その解放を始めさせる義務、それをあかしする義務、それを完成させる義務をになっています。これは福音宣教にとって無関係なことではありません。」⁽³⁸⁾

おわりに —亀裂の拡大か「人類共同体」の目標化か—

グローバル化の現代にグローバル・ミゼールが拡大しているとはいかなることか。お膝元に巨大な“黒人居住区”ソエトを抱える南アフリカはヨハネスブルクの豪華な会議場で、新しい世紀を創造するとして、開かれた「環境・開発サミット」(2002・8・26—9・4)は、数値目標一つも設定できずに終了した。「アメリカと産油国、そして、日本にハイジャックされた会議」とも「富める者と貧しい者との亀裂を大きくしただけの会議」⁽³⁹⁾とも評された。この間にも貧困・飢餓・栄養不良・マラリア・エイズ・失業等々、当人がその責任を問われるはずのない“公害”が跋扈し続ける。この機に際し、「怠りの罪」の究明は焦眉の課題、「黄金律」の役割も、また、絶大、所詮「人とはエゴと欲の塊り」と惰性と諦観を究めこむのも一つの選択ではあるが、「人間共同体」を目指して“コペルニクス的転換”を図る選択もあって、どちらが「人間本性的」であるかは問う迄もない。「怠りの罪」を目醒めて減らす「神の子」の道は、「人間にはできないことも神（の恵み）にはおできにならないことはない」ことを信じて励む道ではなかろうか。

【註】

- (1) 里脇浅次郎「ピオ五世のミサに関して—典礼刷新の理解を示そう—」『カトリック新聞』1977・1・30。土屋吉正『ミサーその意味と歴史—』あかし書房、1977、pp.18-20。
- (2) 西山俊彦「“もの”の諸相と価値基盤（他）—社会学的立論への予備考察(1) (2) (3)」『サピエンチア』第17号、1983、1-19、第18号、1984、17-35、第19号、1985、1-15。
- (3) カトリック中央協議会『カトリック要理（改訂版）』中央出版社、1972(1988)、p.109。
- (4) 「為すべき善を知りながら、それを行わないのは罪です。」(ヤコ 4・17) 但し、「怠った」領域の方が「行った」領域よりも広大であることから「神の国を（よ

- り)危くする」(B.ヘーリンク『キリストの掟 I』中央出版社、1966、pp.467-468)と評される。
- (5) T.アキノナス『神学大全』I-II、q.71,a.5、第12冊、創文社、1998、pp.16-17。q.79,a.6、p.44。山田晶『アウグスチヌス』創文社、1977、pp.277-299。
- (6) “**Malum est defectus boni debiti** 悪は存在すべき善の不在”という規定も同様の矛盾に陥る。S.Thomas Aquinatis, *Summa Theologiae, Pars Prima*, q.49, Marietti, 1952, pp.248-251。
- (7) S.Thomas Aquinatis, *op.cit.*, q.25, a.3, ad.2, p.141。
- (8) 山田晶『前掲書』、p.277。
- (9) 「観念なくして事実なく、理念なくして現実なし」西山俊彦『『事実』の諸相と成立過程』「前掲論文」1984、pp.21-23。
- (10) 第二バチカン公会議(1965)『現代世界憲章』24他、中央出版社、1967、p.40。
- (11) J.アタリ『反グローバリズムー新しいユートピアとしての博愛ー』彩流社、2001、p.9。
- (12) 教皇メッセージには「全ての被造物を兄弟と呼んだ」「環境の保護者」アシジの聖フランシスコが引用されているが、彼は「蠅を毛嫌いし、小鳥の邪魔をするコマドリに死を与えた。」(『聖フランシスコの小さき花』光明社、1978、鶴田静『ベジタリアンの文化誌ー食べることと生きることー』晶文社、1988、p.69 参照) A.シュヴァイツァーは「あり、蚊、ねずみまでも大切にしていた反面「建物の木のくいを食い荒らす白ありには容赦しなかった」(J.Brabazon, *A.Schweitzer : a Biograph*. G.P.Putnam's Sons, NY, 1975, p.345。C.カミングズ『エコロジーと霊性』聖母の騎士社、1993、p.171 参照)だけでなく、マラリアを初め熱帯性原虫に起因する病気を精力的に治療した。
- (13) 吉良竜夫『自然保護の思想』人文書院、1976、p.21。
- (14) 「ユダヤ人もギリシャ人も皆罪の下にあるのです。正しい人はいない。ひとりもない。」(ロマ 3・9-10)「自分には罪がないと言うなら、自己を欺いており、真理はわたしたちの内にはありません。」(Iヨハ 1・8)
- (15) 西山俊彦『『持続的開発』原理の妥当性の抄察ー『人間中心主義』に代る『万物平等主義』の可能性の一検討ー』『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第10巻第1号、1995、61-80。
- (16) B.ヘーリング『世界への責任・環境・文化の倫理』中央出版社、1990、pp.160-161。
- (17) 唯是康彦・田村眞八郎『食糧危機ーその構造と保障の戦略ー』ダイヤモンド社、1974、pp.32-34。
- (18) The World Bank, *World Development Report 2003*, Oxford U.P., 2003。
- (19) 渡辺洋三『財産権論』一粒社、1985、pp.8、36、50。
- (20) 川島武宣『所有権の理論』岩波書店、1949、p.40。
- (21) 西山俊彦「私的所有権の本性的とその帰結ー抄約ー」『サピエンチア』第26号、1992、331-354。「『構造的暴力理論』は『完全平等主義』と『絶対人格主義』との別名ではなかろうか?」『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第16巻第1号、2001、153-168。他多数。

- (22) 「世界人口の 3 分の 2 に相当する 40 億人もの人々が、1 日 2 ドル以下で生活している。」佐久間智子「解説・日本に住む私たちは、WTO をどう捉えたらよいか」スーザン・ジョージ『WTO 徹底批判』作品社、2002、p.112。
- (23) **The World Bank, *op.cit.*, p.xiii.**
- (24) 『読売新聞』2002.9.10 (15)。
- (25) **L.R.ブラウン編『地球白書 1999-2000』ダイヤモンド社、1999、p.34。**
- (26) 田中徹二「まえがき」、ATTAC 編『反グローバリゼーション民衆運動』つげ書房新社、2001、p.6。宇佐見義尚「南北問題の再発見ー反グローバリズムからの問いかけー」、『経済社会学会第 38 回全国大会研究報告要旨集』2002・10、5-6、pp.11-12 参照。
- (27) 民法第 719 条①「数人カ共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加エタルトキハ各自連帯ニテ其賠償ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ。
- (28) 『四日市公害訴訟判決文』（法律時法 9 月号別冊付録）日本評論社、1972。但し括弧内数字は同文頁。
- (29) 牛山積「公害問題と共同不法行為」『判例事報』No.672、1972・8・21、3-6、p.3。但し「関連共同性」には「強い」と「弱い」の二種があり、後者の場合、「共同行為者各人の行為と結果との間の因果関係が存在しないことを共同行為者が立証すれば、推定がくつがえされ、当該行為者は免責される」可能性を残している。「同」 p.4。
- (30) 西山俊彦「構造的暴力と平和構築の課題ー積極的平和と消極的平和の差異を踏まえてー」『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第 15 巻第 1 号、2000、24-42、他。
- (31) **The World Bank, *op.cit.*, p.2.**
- (32) 「人間によって作られた問題は、人間によって解決され得る。」ブランド委員会報告『南と北ー生存のための戦略ー』日本経済新聞社、1980、p.13。
- (33) 西山俊彦「^{ユニラテラリズム}に代えて真の^{グローバリズム}人類共同体を目指すために」『特別連載・同時多発テロは『謂れなき』暴挙かー（最終第五回）唯一の超大国によるグローバル・スタンダードとの関連でー』『福音と社会』204 号、2002 年 10 月、pp.2-17、他。
- (34) 西山俊彦「持続可能な開発原理の二律背反性と普遍的秩序（平和）構築原理としての不可欠性」『平和研究』No.21、1996、35-46、pp.38-41。
- (35) 『世界キリスト教情報』2001/04/16 号。
- (36) 西山俊彦「“政教分離”原則と解放の“神学”ー教会の社会的関与についての整合的理解のためにー」『サピエンチア』第 28 号、1994、507-530。
- (37) 第二バチカン公会議『前掲書』42、pp.65-67。
- (38) 教皇パウロ六世 (1975)『福音宣教』30、カトリック中央協議会、1977、p.44。
- (39) 「ETV2002」『「貧困の解決に何ができるのかー環境・開発サミットと NGOー」NHK12、2002・10・16、22:00-22:45。